

○領域等の警備に関する法律案 新旧対照表
 ●自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（海上における警備準備行動）

第八十二条の二の二 防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊

に海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があつた場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、領域等の警備に関する法律（平成二十七年法律第 号）第五条第一項の規定により指定された領域警備区域を除く海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（次項において「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定により自衛隊の部隊等に対し海上における警備準備行動をとることを命じたときは、速やかにその旨を内閣に報告しなければならない。

（領域警備行動）

第八十四条の四の二 防衛大臣は、第三条第一項に規定する公共の

秩序の維持に係る活動として、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、自衛隊の部隊に必要な措置を講じさせることができる。

（警戒監視の措置）

第八十四条の四の三 防衛大臣は、領域等の警備に関する法律の定

（新設）

（新設）

（新設）

めるところにより、自衛隊の部隊に対し、警戒監視の措置を講じさせることができる。

(海上における警備準備行動の際の権限)

第九十三条の二の二 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十七条第一項及び第十八条の規定は、海上保安官がその場にいらない場合に限り、第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

2| 第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(領域警備行動の際の権限)

第九十四条の六の二 第八十四条の四の二に規定する措置の職務に従事する自衛官は、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(新設)

(新設)

● 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（事態対処専門委員会）</p> <p>第九条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>〔領域警備事態連絡調整会議〕</p> <p>第九条の二 会議に、公共の秩序の維持に当たる関係機関が領域等の警備に関する法律（平成二十七年法律第 号）第四条第一項の領域警備基本方針の定めるところにより、情報を共有しつつ、相互に適切に連携を図りながら協力することを確保するため、領域警備事態連絡調整会議を置く。</p>	<p>（事態対処専門委員会）</p> <p>第九条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>（新設）</p>